

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日、
休日は、
おとぎ
の登り)

目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること
がある旨の告示(中小企業課)
開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

告 示

鳥取県告示第七百五十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険
薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機
関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七
号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十六号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあ
るので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年
法律第九十九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成七年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
藤 井 義 博	鳥薬第九五七号	平成七年十一月十三日

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
はるやま商事株式会社	紳士服のはるやま鳥取店	鳥取市岩吉一七六一三

鳥取県告示第七百五十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)
第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年九月二十五日 鳥取県指令鳥土維第六百七十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市徳尾字鶴田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市大覚寺二三一

株式会社アートテクノス

代表取締役 上田 重實

鳥取県告示第七百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年九月五日 鳥取県指令米土維十第十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市富益町字新開四

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市蚊屋一七〇一

オークラ開発株式会社

代表取締役 坂本 良一